# 埼玉県特別栽培農産物認証実施要領

#### 第1目的

この要領は、埼玉県特別栽培農産物認証要綱(以下「要綱」という。)に基づく、特別栽培農産物の認証に関する事務について、必要な事項を定める。

# 第2 申請書等の様式と提出時期等

要綱第5から第10までの規定に基づく申請等の手続きに必要な書類の様式及び提出時期等並びに要綱第13に基づく認証の取消通知の様式は、別表のとおりとする。

なお、県への書類の提出先は、申請者の住所を有する農林振興センターとする。

#### 第3 認証等の承認

- 1 要綱第9の規定に基づくの認証等の承認は、農林振興センター所長が行う。
- 2 農林振興センター所長は、前項の承認をするに当たっては、病害虫防除所長と連携を図る。

#### 第4 認証審査会の開催

1 農林振興センター所長は、要綱第5、第6及び第9の規定に基づく集団指定、集団責任者の登録、認証の適否及び要綱第13の規定に基づく認証の取消し等について審査を行うため、必要に応じて関係者を構成員とする認証審査会を開催することができる。

### 第5 調査の実施

要綱第15の規定に基づく調査の実施は、農林振興センター所長が、必要に応じて県関係機関、関係市町村又は関係農業協同組合の協力を得た上で実施する。

### 第6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附目

- 1 この要領は、平成10年11月2日から施行する。
- 2 平成10年11月2日から平成11年1月31日までには種される作物に係る要綱第5の1の規定に基づく栽培計画書の提出期限は、第3の規定にかかわらず、 平成10年11月30日までとし、は種の前に提出するものとする。

#### 附 則

1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附具

- 1 この要領は、平成14年9月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に承認された認証については、改正前の要領によるところとする。
- 3 平成14年6月1日から平成14年12月28日までに収穫される永年性作物に係る要綱第5の(2)の規定に基づく平成15年の集団指定申請書の提出期限は、第2の規定にかかわらず、平成14年12月28日までとする。

# 附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年2月2日に策定された、農産物の埼玉県慣行基準のうち、新規に追加された作目・作型に係る要綱第7の1の規定に基づく、平成16年度の栽培計画書等の提出期限は、要領第2の規定にかかわらず、平成16年5月31日までとする。ただし、栽培計画書等提出以前の生産履歴が明らかなものとする。

#### 附則

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

### 附則

1 この要領は、令和元年5月1日から施行する。

#### 附則

1 この要領は、令和2年11月30日から施行する。

# 別表

| 区分                                       | 様式                              | 提出時期等   |
|--|---------------------------------|---|
| (要綱第5關係)<br>集団指定申請書等                     | 様式1-1~<br>様式1-4                 | 1 集団指定型申請をする場合は、集団指定を受けようとする年の、 (1) 1年生作物の場合は、は種又は植え付けをする月の2か月前の10日まで (2) 永年性作物の場合は、前年の収穫が終わる月の2か月前の10日まで                                   |
| (要綱第6関係)<br>集団責任者登録申請<br>書等              | 様式2-1~<br>様式2-2                 | 1 集団責任者を登録する場合は、集団指定を受けようとする月の1か月前の10日まで  |
| (愛綱7 関係)<br>個人型の栽培計画書<br>及び集団型生産計画<br>書等 | 様式3~<br>様式3-4                   | 1 特別栽培農産物を栽培する場合 (1) 1年生作物の場合は、は種又は植え付けをする月の2か月前の10日まで (2) 永年性作物の場合は、認証を受けようとする年の、前年の収穫が終わる月の2か月前の10日まで 2 特別栽培米をとう精する場合は、とう精を行う月の2か月前の10日まで |
| (要編8の1無)<br>ほ場看板<br>栽培管理記録簿<br>受払台帳      | 様式 4<br>様式 5<br>様式 6            | 栽培等開始時に作成 " "   |
| 受網第8の2期(<br>事業8の2期(<br>計画変更報告書           | 様式 7                            | 認証を受けることが困難になった場合速やかに (中止を<br>含む)   |
| (要綱第9関係)<br>認証申請書                        | 様式8                             | 原則として、出荷開始月の前月の1日から10日までの<br>間  |
| (要綱第9関係)<br>認証決定通知書等<br>(要綱第10関係)        | 様式9・様式9-2                       | _   |
| 生産・出荷実績報告<br>書等                          | 様式 10<br>様式 10 - 2<br>様式 10 - 3 | 出荷終了後速やかに<br>集団指定型用   |
| (要綱第13関係)<br>認証取消通知書                     | 様式 11                           | _   |